

令和 2 年

大蔵村議会会議録

第 4 回臨時会 1 1 月 3 0 日 開 会
1 1 月 3 0 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和2年11月30日（月曜日）

第4回大蔵村議会臨時会会議録

（第1日目）

令和2年 第4回大蔵村議会臨時会会議録

令和2年11月30日（月曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和弘君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	早坂勇一君
--------	-------

議事日程 第1号

令和2年11月30日（月曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第105号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

第4 議第106号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第107号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に御出席いただき、誠に御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により5番加藤忠己議員、6番海藤邦夫議員、両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第105号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第105号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） お集まりの皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和2年度第4回臨時議会開会に当たり、公私ともにお忙しい中御出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたびの議会は、専決処分の補正予算が1件、それに特別職と一般職の給与改正がそれぞれ1件ずつ、合計3議案について議会の承認をいただくものであります。

12月3日、4日に定例議会の開会が決まっている中での今回の臨時議会は、給与関係条例の改正を11月中に行わなければならないという状況から、本日の開会となったことを御理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第105号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に310万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,270万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第105号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

専第20号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,270万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、8ページをお開きください。

2歳入。12款分担金及び負担金1項分担金1目災害復旧費分担金3万5,000円。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金160万円。8目災害復旧費県補助金65万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金81万5,000円。

次のページを願います。

3歳出。4款衛生費1項保健衛生費4目予防費160万円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費150万円。

以上、御審議の上御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第106号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第106号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第106号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、村の特別職の給与を改正するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第106号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」を、「100分の125」とあるのは「100分の162.5」に改める。

第2条 大蔵村特別職の職員に関する条例の一部を次のように完成する。

第4条及び第7条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」を、「100分の127.5」とあるのは「100分の165」に改める。

補足説明をいたします。

第1条については、明日が12月1日基準日の期末手当について「100分の5」を減額するものでございます。第2条については、令和3年度からの期末手当について「100分の5」を平準化いたしまして、6月・12月に「100分の2.5」ずつにするものでございます。

本文に戻ります。

附則 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第107号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第107号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第107号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の人事院及び山形県人事委員会の勧告を受け、村一般職の給与の改正を行うものでございます。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第107号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「期末手当基礎額に」の次に、「6月に支給する場合には」を、「100分の130」の次に、「12月に支給する場合には100分の125」を加える。

第2条 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中、「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

補足説明をさせていただきます。

先ほどと同じように、第1条については12月1日が基準日である今年度の期末手当の支給率を「100分の5」減額するものでございます。第2条については、来年度以降の期末手当について平準化をしまして、おのおの「100分の2.5」ずつ減額というふうなことにするものでございます。

本文に戻ります。

附則 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

以上御審議の上御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第4回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時15分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員